

# 扶養控除の見直しの概要

(年少扶養親族の扶養控除の廃止・特定扶養親族の扶養控除の縮小)

税制改正に伴い、平成23年分の所得税及び平成24年度分の個人市・府民税から扶養控除が廃止・縮小されます。

## ① 15歳までの扶養親族(年少扶養親族)の扶養控除(33万円)が廃止されます。

➡ 扶養控除の対象は16歳以上の扶養親族となります。(平成8年1月1日以前生まれの方)

## ② 特定扶養親族のうち16歳から18歳までの扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、一般の扶養控除(33万円)となります。

➡ 特定扶養控除の対象は19歳から22歳までの扶養親族となります。(昭和64年1月2日～平成5年1月1日生まれの方)

## ③ 同居の特別障がい者への控除額の加算措置が改められます。

扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障がい者である場合に、扶養控除または配偶者控除の額に控除額(23万円)を加算する措置が、特別障がい者控除の額に加算する措置に改められます。

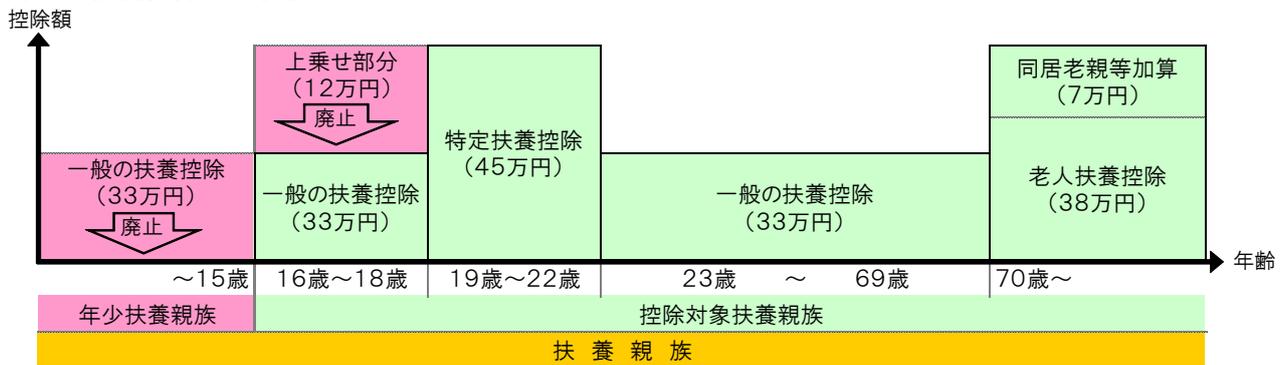
◆ 15歳までの扶養親族(年少扶養親族)の障がい者控除は、引き続き控除対象となります。

◆ 15歳までの扶養親族(年少扶養親族)の扶養控除は廃止されますが、個人市・府民税の非課税限度額の算定等は、引き続き年少扶養親族の人数を含めて算定します。

## 【個人市・府民税と所得税の改正内容】

区分		個人市・府民税(平成24年度から)		所得税(平成23年分から)	
		改正前	改正後	改正前	改正後
扶養控除	15歳まで	33万円	-	38万円	-
	16歳から18歳まで	45万円	33万円	63万円	38万円
同居特別障がい者加算の特例措置		扶養控除に加算	特別障がい者控除に加算	扶養控除に加算	特別障がい者控除に加算
加算額		23万円		35万円	

## 【年齢別の扶養控除の概要】



## ～扶養控除の申告にあたってのご注意～

15歳までの年少扶養親族の扶養控除は廃止されますが、個人市・府民税の非課税限度額の算定等については、これまでどおり年少扶養親族の人数を含めて算定するため、申告の際には次の点にご注意ください。

### ■ 市民税・府民税申告書を出す場合(所得税の確定申告書に必要事項を記入して提出した場合は不要)

申告書の様式が変更され、表面左下に「16歳未満の扶養親族」欄が新たに設けられていますので、15歳までの扶養親族がいる場合は必ず記入してください。(扶養控除の記載欄に記入しないようご注意ください。)

### ■ 所得税の確定申告書を出す場合

確定申告書の様式が変更され、第2表下の「住民税に関する事項」欄に「16歳未満の扶養親族」欄が新たに設けられていますので、15歳までの扶養親族がいる場合は必ず記入してください。

### ■ 給与収入(所得)のある方で年末調整を受けた場合

源泉徴収票の様式が変更され、左下に「16歳未満の扶養親族」欄が新たに設けられています。

お持ちの源泉徴収票の記載内容に相違がないことをご確認ください。(相違がある場合は勤務先にお申出ください。)

